

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六月」を「一年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にした行為に対する停職について適用し、同日前にした行為に対する停職については、なお従前の例による。